

## 付 議 第 3 号

### 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案に係る意見聴取に関する 議案

令和6年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

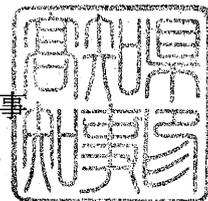
（5） 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



5 高政企第 287 号  
令和 6 年 1 月 25 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 6 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案
- 2 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案
- 3 令和 6 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 4 令和 6 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 5 令和 5 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 6 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

## 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案要綱

## 1 条例制定の目的

この条例は、県及び市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

## 2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、公立学校情報機器整備事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
- (5) この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとすること。（附則第2項）

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

## 高知県公立学校情報機器整備基金条例議案説明

この条例は、県及び市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金を設置しようとするものである。

第 号

高知県公立学校情報機器整備基金条例議案

高知県公立学校情報機器整備基金条例を次のように定める。

令和6年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県及び市町村(市町村の組合を含む。)が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、公立学校情報機器整備事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

## 1 条例の概要

県及び市町村（市町村の組合を含む。）が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業を円滑に実施するため、高知県公立学校情報機器整備基金を設置しようとするもの。

## 2 整備（更新）対象の情報機器について

令和元年から開始した「GIGAスクール構想」により、全国の公立の小中学校、特別支援学校小中学部等に整備されたタブレット端末（1人1台端末）。本県においては、令和3年度までに、県及び全市町村併せて約4.4万台（予備機等を含む。）導入。

多様な子供たちに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するとともに、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とし、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しようとするもの。

端末をほぼ毎日授業で使っている学校が小学校で63.6%（全国65.2%）、中学校で72.4%（全国62.6%）、週3回以上を含めると約90%と活用が進んでいる。（令和5年4月実施 全国学力・学習状況調査の結果より）

端末の耐用年数は5年であるため、導入から5年経過するまでに更新する必要がある。



現在導入している端末の一例

## 3 基金・補助金について

端末更新に係る国からの補助金を受けて、都道府県に基金を造成し、当該基金から県及び市町村への補助金を拠出することとされている。

基金は5年間かけて造成経費が交付されるが、初回は当面分として、全体の整備予定台数の2割分が交付される予定である。

補助対象・台数・補助率等

タブレット端末

全児童生徒数（4.2万人）×1.15（予備機分15%）

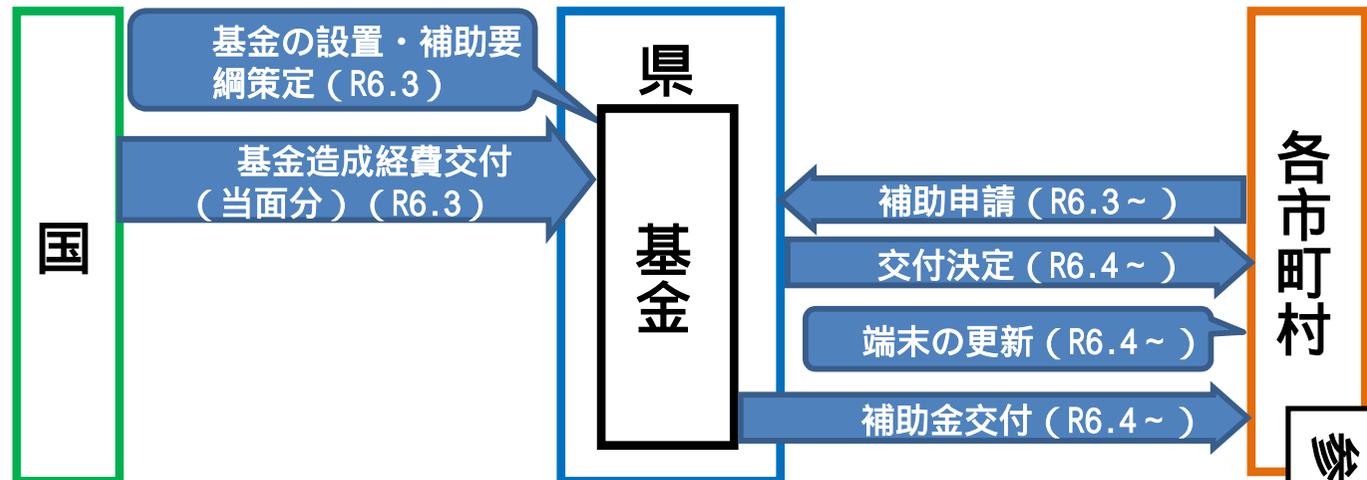
×5.5万円（補助上限）×2/3（補助率）

入出力支援装置（障害のある児童生徒に対応）

補助率：10/10

実施期間：令和10年度まで（基金残額は国庫返納）

○補助までの流れ（初回分）



## 4 施行日

公布日から施行する。